

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び 夜間対応型訪問介護の報酬・基準について （検討の方向性）

これまでの分科会における主なご意見(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護>

- 冬期の積雪や長距離移動が必要な地域等では、事業所が採算がとれず十分なサービス提供ができないという課題があり、地域の実情や利用者の居住状況に応じた報酬単価とする等の見直しを行っていく必要があるのではないか。
- 公募制で整備が進められているため、一部の地域においては複数手が挙がりながら、一つの法人のみが選定されるという状況もあり、今後こうした点について検討していくことが必要ではないか。
- オペレーション要件の緩和について、緩和前後で提供するサービスの質に変わりがないとの結果がでていますが、事業者からの回答で、かつ、回答数も少なく納得しがたい。
- 収支差について、黒字幅が大きいところから赤字幅が大きいところまで多様化しているが、その原因が、地域特性なのか又は運営方法による影響なのか更なる検討が必要ではないか。
- 同一建物減算について、敷地内か否かという観点にとらわれる必要はなく、移動時間等で整理することも考えられるのではないか。
- 同一建物減算については、移動に要する時間や経費等の差に着目し設けられているが、今後は、サービスの質に着目し、その提供に伴うプロセスとアウトカムの視点で捉えるべきではないか。

<夜間対応型訪問介護>

- 例えば定期巡回・随時対応型訪問介護看護に組み込むなど、他のサービスとの集約化も考えられるのではないか。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に収れんしていく方向で進めるべき。
- 仮に定期巡回・随時対応型訪問介護看護との統合を進める場合、夜間対応型訪問介護のメリットやニーズをしっかりと調査・確認した上で、行うべき。
- 早期に定期巡回・随時対応型訪問介護看護へ移行できるような方策があると、利用者も安心でき、事業者も経営が安定する可能性があるのではないか。
- 相談員等の兼務やオペレーターの集約化等を行うことで、移行が進むのであれば、検討すべきではないか。

※ 第181回介護給付費分科会における事業者団体ヒアリングにおいては、一般社団法人24時間在宅ケア研究会から、以下について要望があった。

1. 人材の有効活用（人材不足解消）に逆行するローカルルール撤廃
2. 事務作業負担軽減を阻害する指導の撤廃
3. 夜間対応型訪問介護の必要性について
4. 夜間対応型訪問介護との基準の整合性について

論点①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 人員配置要件の明確化

論点①

- 指定権者（市町村）によっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員配置等に関して、独自の制度・ルールが設けられているケースがあることについて、どのような対応が考えられるか。

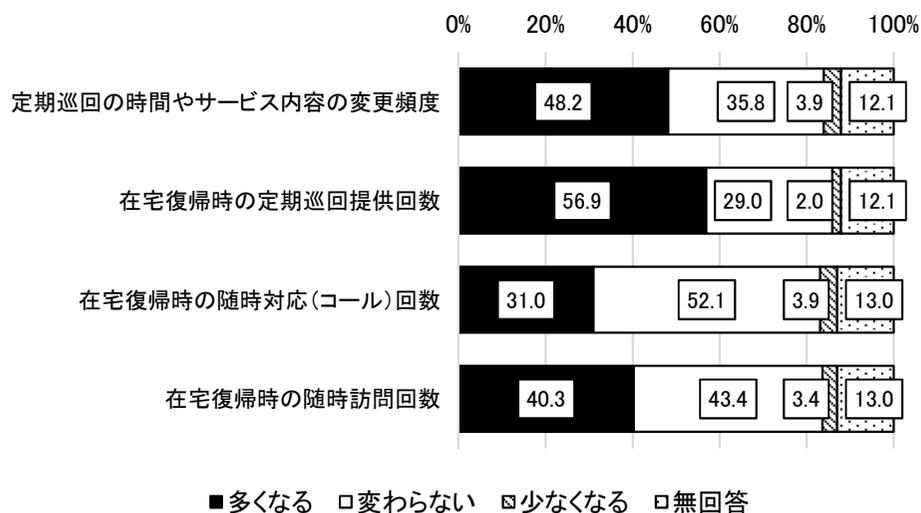
定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供状況に関する調査研究事業

2. その他 ①在宅復帰時のサービス提供、指定権者における制度・ルール

退院・退所時の在宅復帰となる利用者に対しては、56.9%の事業所が通常時よりも定期巡回サービスの提供量を増やしており、40.3%の事業所が随時訪問のサービス提供量を増やしている状況であった。

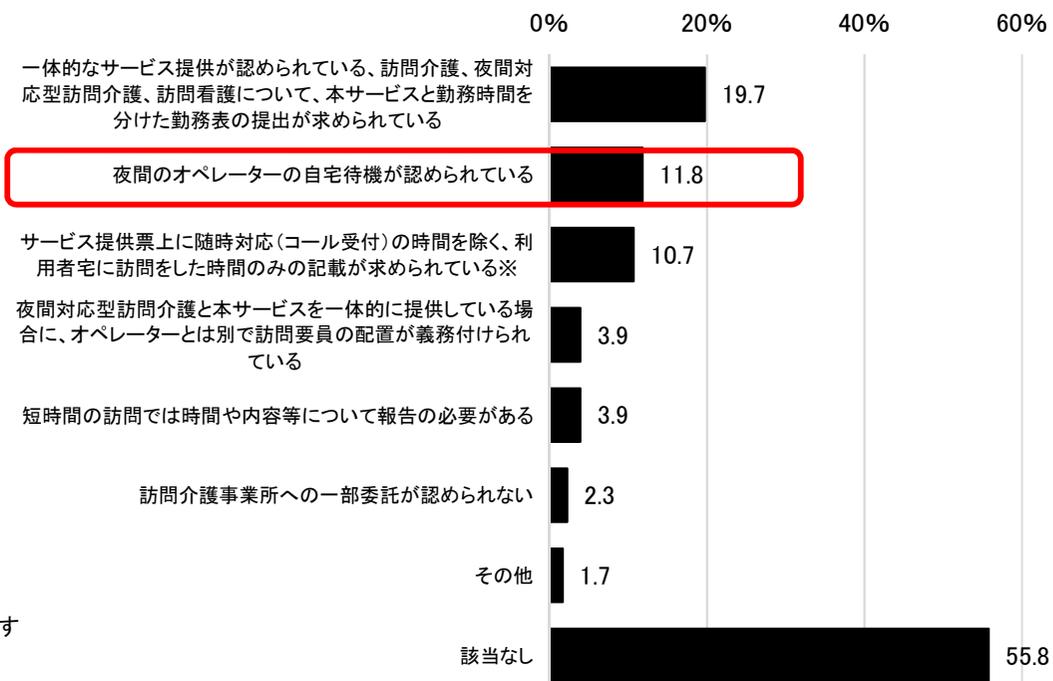
また、指定権者における制度・ルールとして、「一体的なサービス提供が認められている、訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護について、本サービスと勤務時間を分けた勤務表の提出が求められている」ケースが多く、次いで「**夜間のオペレーターの自宅待機が認められている**」、「サービス提供票上に随時対応(コール受付)の時間を除く、利用者宅に訪問をした時間のみの記載が求められている」ケースが多い状況であった。

図表34 通常(在宅復帰時や看取り以外)に比べて在宅復帰時のサービス提供頻度【Q45】(回答数 355)



※在宅復帰時とは病院や老人保健施設等から在宅に戻って本サービスを利用する時を指す

図表35 指定権者における制度・ルール【Q25】(回答数 355) (複数回答)



※例えば、随時対応(コール受付)を含めた24時間のサービス提供時間(例えば0:00~24:00)の1本での記載が認められていない

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と小規模多機能型居宅介護の人員基準の比較①

○ 計画作成責任者（介護支援専門員）の管理者との兼務について、小規模多機能型居宅介護には規定がある一方で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では明確化されていない。

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護
<p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 （平成18年3月14日厚生労働省令第34号）</p>	<p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第3条の4 11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する第3条の24第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。 （管理者） 第3条の5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p>	<p>（従業者の員数） 第63条 10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かななければならない。ただし、<u>当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p>
<p>指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について （平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）</p>	<p>第2 人員に関する基準 （1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数等 ⑤計画作成責任者 計画作成責任者は①から④までに掲げる定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を選任しなければならないこととしており、オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については当該資格等を有しない場合、計画作成責任者としては認められないことに留意すること。なお、利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。 （2）管理者 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、<u>以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</u>なお、管理者はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等である必要はないものである。 ① <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等の職務に従事する場合</u></p>	<p>第2 人員に関する基準 （1）従業者の員数等 ③介護支援専門員等 □ 介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、<u>管理者との兼務もできるものである。</u>また、非常勤でも差し支えない。</p>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と小規模多機能型居宅介護の人員基準の比較②

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは異なり、小規模多機能型居宅介護では、夜間の随時訪問サービス対応要員が必ずしも事業所内にいる必要がないことが明確化されている。

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護
<p>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省令第34号)</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第3条の4 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 オペレーター(随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。)指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>二 (略)</p> <p>三 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>4 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。)若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所(第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。)の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>7 当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p>	<p>(従業者の員数) 第63条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、(中略)夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。</p>
<p>指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)</p>	<p>第2 人員に関する基準 (1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数等 ① オペレーター ホ オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事することができる。なお、基準第3条の4第7項における「利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合」とは、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報(具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等)の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合であること。</p>	<p>第2 人員に関する基準 (1)従業者の員数等 ② 小規模多機能型居宅介護従業者 ヘ 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名が最低必要となるものである。また、宿泊サービスの利用者がない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は、宿直及び夜勤を行う従業者を置かないことができることとしたものである。なお、宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものである。また、サテライト事業所においては、本体事業所の宿直職員が、当該サテライト事業所の登録者からの訪問サービスの要請に適切に対応できるときは、宿直職員を配置しないこともできるものであること。</p>

論点①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 人員配置要件の明確化

検討の方向（案）

■ 指定権者（市町村）間の人員配置要件のばらつきをなくすために、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護を参考にして、以下について明確化してはどうか。

①計画作成責任者について、管理者との兼務可。

②オペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員は、必ずしも事業所内にいる必要はないこと。

（オペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員共通）

- ・ 夜間・早朝（18時～8時）に限ること。

（オペレーター）

- ・ ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、
- ・ 適切なコール対応ができない場合に備えて、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時に対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができること。

（随時訪問サービスを行う訪問介護員）

- ・ 利用者から連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されていること。

※ 夜間対応型訪問介護も同様にしてはどうか。（この場合、計画作成責任者は面接相談員を指す。）

		定期巡回・随時対応型訪問介護看護		（参考）小規模多機能型居宅介護	
		計画作成責任者	管理者との兼務可	介護支援専門員	管理者との兼務可
人員	夜間	オペレーター （随時対応サービスを行う職員）	サービスに支障がない体制が整備されている場合、必ずしも事業所内にいる必要はない	—	—
	早朝	随時訪問サービスを行う訪問介護員		夜間の随時訪問サービス対応要員	サービスに支障がない体制が整備されている場合、必ずしも事業所内にいる必要はない

明確化する

論点②夜間対応型訪問介護 基準の緩和

論点②

- 夜間対応型訪問介護の人員・運営等の基準については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護との均衡を考慮したものとなっているが、オペレーターが兼務可能な職務の範囲など、一部揃っていない点がある。
- 地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、どのような対応が考えられるか。

夜間対応型訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護の比較

※下線が揃っていない基準

		夜間対応型訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
サービス内容		・夜間における身体介護	・日中・夜間における身体介護、生活援助、訪問看護
サービス提供時間		・22時から6時までを含む夜間の時間帯 ※8時から18時を含めてはならない	・24時間
人員基準	オペレーター	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務への従事可能 ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス、訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護事業所、訪問看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所の職務への従事可能 ・併施設等（短期入所、特定施設、特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能）の職務に従事可 ・随時訪問サービスに従事可
	面接相談員又は計画作成責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・1以上（オペレーター又は訪問介護員等との兼務可） ※オペレーションセンターを設置しない場合は配置不要	<ul style="list-style-type: none"> ・1以上（オペレーター、訪問介護員等、看護職員との兼務可）
	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な数以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務に従事することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1以上 ・定期巡回サービス又は同一敷地内にある訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる ・オペレーターとの兼務可能
オペレーションセンター		<ul style="list-style-type: none"> ・通常の事業の実施地域内に1か所以上設置（設置しなくても可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する必要はない ※他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間で、随時対応サービスを「集約化」可能
計画の作成		<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーター又は面接相談員が作成 ※オペレーションセンターを設置しない場合は訪問介護員等が作成	<ul style="list-style-type: none"> ・計画作成責任者が作成
事業の委託		<ul style="list-style-type: none"> ・他の訪問介護事業所に、随時訪問サービスを委託可能 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設している場合には、定期巡回サービスも「一部委託」が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・他の訪問介護事業所、訪問看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所に、定期巡回・随時対応・随時訪問・訪問看護のサービスを「一部委託」可能

論点②夜間対応型訪問介護 基準の緩和

検討の方向（案）

- 地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、オペレーターの兼務や事業所間連携を可能とすることを検討してはどうか。

【可能とすること（案）】

- ① オペレーターについて、
 - i 併設施設等（短期入所、特定施設、特養、老健、介護医療院、介護療養型医療施設、小規模多機能、グループホーム、看護小規模多機能）の職員と兼務すること
 - ii 随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること
- ② 複数の事業所間で、随時の対応サービス（通報を受け付け）を「集約化」すること
- ③ 地域の訪問介護事業所等に対し、事業を「一部委託」すること

論点③夜間対応型訪問介護 報酬の在り方

論点③

- 夜間対応型訪問介護の基本報酬は、
夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）：「定額（オペレーションサービス）＋出来高（訪問サービス）」と
夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）：「包括報酬」
の2種類あるが、多くの夜間対応型訪問介護事業所が、（Ⅰ）を選択している。
- 利用状況については、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が存在するが、自立支援・重度化防止に資する夜間対応型訪問介護を進める観点から、どのような対応が考えられるか。

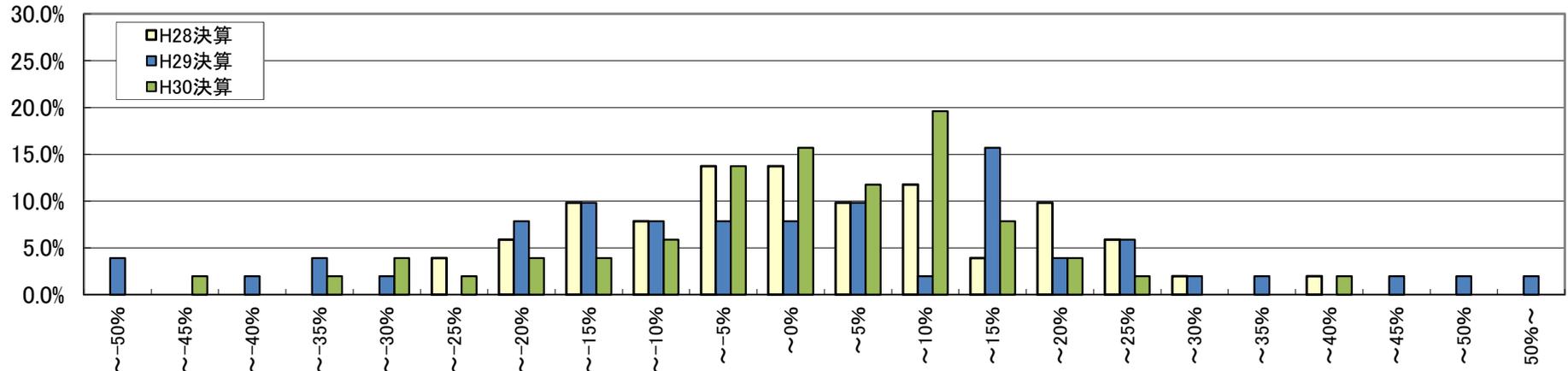
夜間対応型訪問介護の経営状況

○ 夜間対応型訪問介護の収支差率は5.4%となっている。

■ 地域密着型サービスにおける収支差率（ ）内は税引後収支差率

サービスの種類	令和元年度 概況調査		
	H29年度 決算	H30年度 決算	対29年度 増減
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3% (6.0%)	8.7% (8.5%)	+2.2%
夜間対応型訪問介護	※4.2% (※4.2%)	※5.4% (※5.3%)	+1.3%
地域密着型通所介護	4.4% (4.0%)	2.6% (2.3%)	△1.8%
認知症対応型通所介護〔予防を含む〕	6.0% (5.8%)	7.4% (7.2%)	+1.4%
小規模多機能型居宅介護〔予防を含む〕	3.4% (3.0%)	2.8% (2.5%)	△0.4%
認知症対応型共同生活介護〔予防を含む〕	5.1% (4.9%)	4.7% (4.4%)	△0.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護〔特定施設分以外を含む全体〕	1.9% (1.6%)	1.5% (1.2%)	△0.4%
地域密着型介護老人福祉施設	0.5% (0.5%)	2.0% (2.0%)	+1.5%
看護小規模多機能型居宅介護	4.6% (4.2%)	5.9% (5.6%)	+1.3%

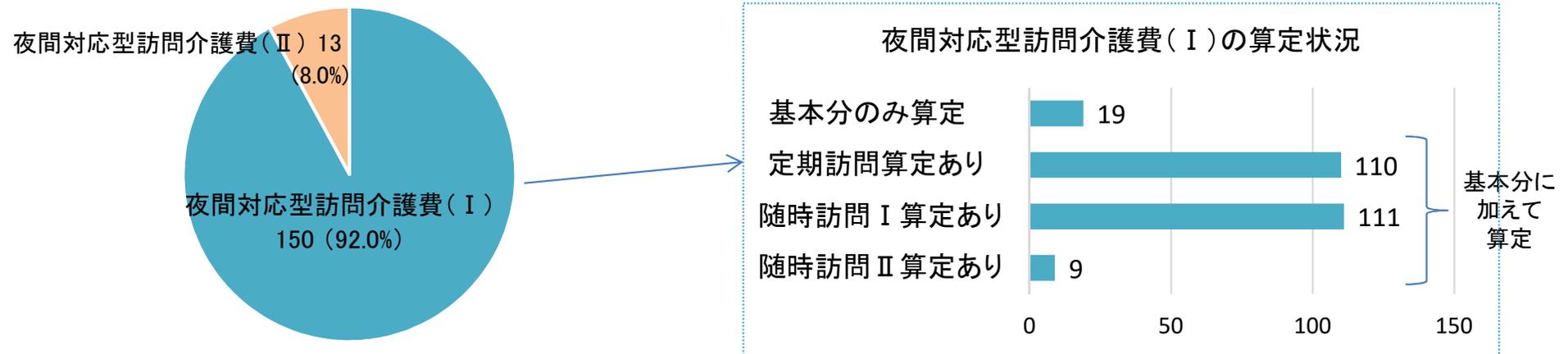
注：収支差率に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。



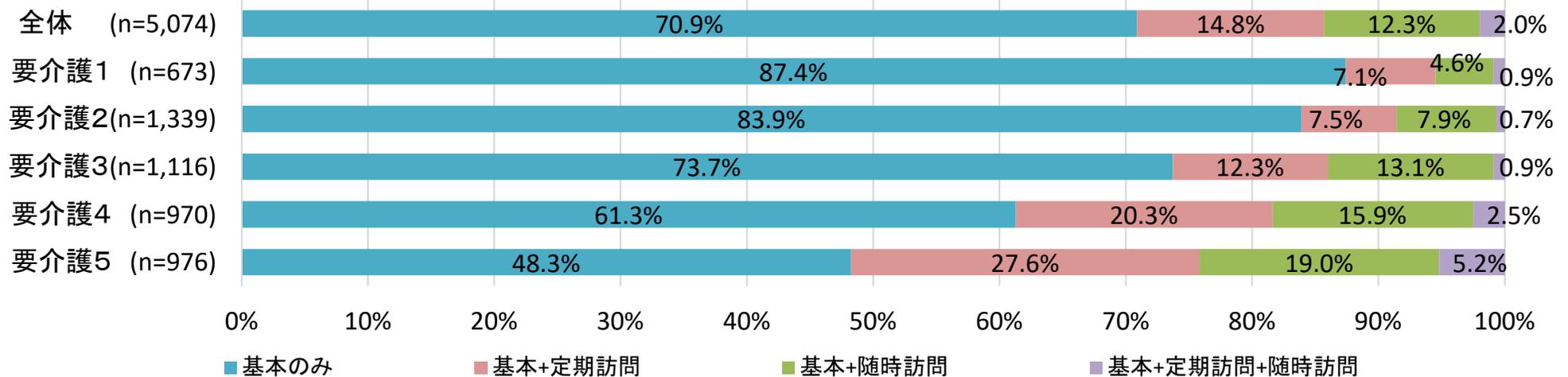
夜間対応型訪問介護の給付実態

- (1) 事業所別に見ると、9割以上の事業所が夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定しており、そのうち19事業所は基本分（オペレーションサービス）のみの算定となっていた。
- (2) 利用者別に見ると、全体の約7割の利用者が基本分（オペレーションサービス）のみの算定となっており、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が多い。

(1) 事業所が算定する基本報酬の区分 (n=163事業所)



(2) 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ): 利用形態別利用者割合 (n=5,074人)

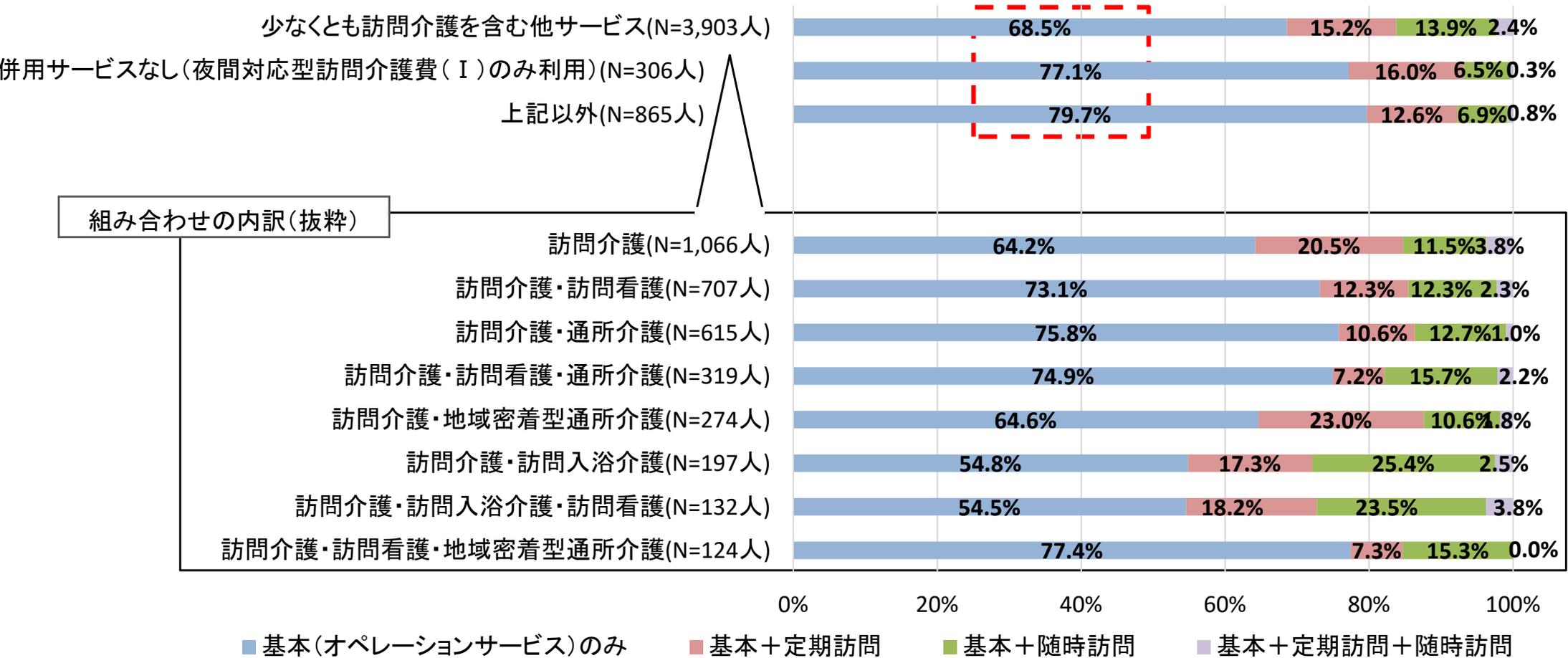


(注) (1)~(2)は、介護保険総合データベースの任意集計(令和元年11月サービス提供分)

夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している利用者の他サービス併用状況

- 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している利用者は、訪問介護を併用しているケースが8割（3,903/5,074人）。
- 以下の指摘があるが、他サービスの併用状況に関わらず、月に一度も訪問サービスを受けていないケースが7～8割。
 - ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を卒業する等した利用者が、24時間365日のつながりという安心感が得られるように、訪問介護等+夜間対応型訪問介護にて、随時対応（コール）サービスの提供を受けているケースがある。
 - ・ このような場合には、基本分（オペレーションサービス）のみの利用や、基本分+随時訪問のみ利用ということになる。

[夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している利用者が併用するサービスの組み合わせ]（N=5,074人）



出典：介護保険総合データベースの任意集計（令和元年11月サービス提供分） 月遅れ、過誤請求は除く。

※1 他サービス…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護

※2 四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

論点③夜間対応型訪問介護 報酬の在り方

検討の方向（案）

- 夜間対応型訪問介護事業所の経営実態を踏まえた上で、出来高（訪問サービス）部分に重点を置くなど、定額（オペレーションサービス）と出来高（訪問サービス）の報酬にメリハリをつけることを検討してはどうか。

論点④ 夜間対応型訪問介護 離島や中山間地域等におけるサービスの充実

論点④

- 離島や中山間地域等の要介護者に対する訪問介護等の提供を促進する観点から、離島振興法等の指定地域で実施されるサービスについて加算が行われていることを踏まえ、同様の地域における夜間対応型訪問介護への対応についてどのように考えるか。

中山間地域等に対する報酬における評価

- 訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価。

離島・中山間地域等に対する加算

	単位数	要件
① 特別地域加算	15/100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】 ①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等における小規模事業所加算	10/100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】 ①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5 /100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】 ①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

対象	訪問系									多機能系		通所系		
	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	定期巡回	夜間訪問	福祉用具	介護支援	療養管理	小多機	看多機	通所介護	通所リハ	認デイ
①	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×
②	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×
③	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×

論点④夜間対応型訪問介護 離島や中山間地域等におけるサービスの充実

検討の方向（案）

- 夜間対応型訪問介護について、離島や中山間地域等の要介護者に対する提供を促進するとともに、移動のコストを適切に評価する観点からも、他の訪問系サービスと同様に、①「特別地域加算」、②「中山間地域等における小規模事業所加算」、③「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の対象にすることを検討してはどうか。

參考資料

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、
 - ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの（訪問看護を一体的に行う場合）
 - または
 - ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの（他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合）
- のうち、いずれかをいう。

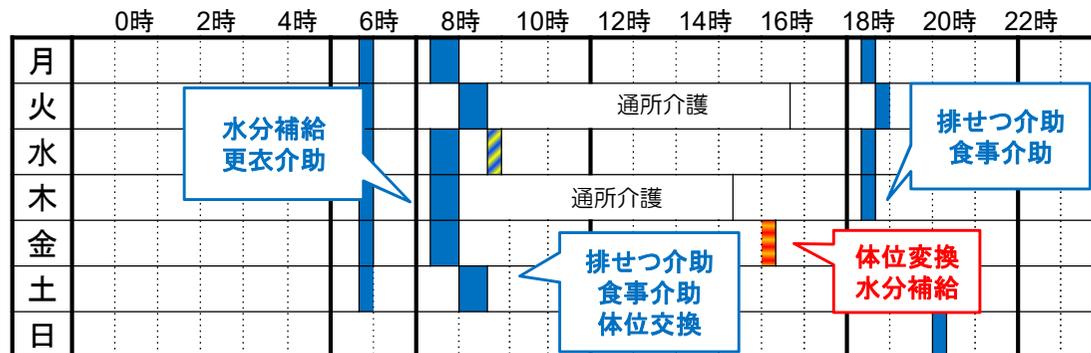
経緯

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設（平成24年4月）。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>



- 定期巡回
- 随時訪問
- 訪問看護

・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能

・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能

・定期的な訪問だけでなく、必要ときに随時サービスを受けることが可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準

必要となる人員・設備等

職種		資格等	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う 訪問介護員等	介護福祉士 実務者研修修了者 初任者研修修了者	<ul style="list-style-type: none"> 交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 オペレーターと兼務可能。
	随時訪問サービスを行う 訪問介護員等	旧介護職員基礎研修 旧訪問介護員1級 旧訪問介護員2級	<ul style="list-style-type: none"> 常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。） オペレーターと兼務可能。
看護職員 (訪問看護サービスを行う職員)		保健師、看護師、准看護師 PT、OT、ST	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、看護師、准看護師あわせて2.5以上、うち1名以上は常勤の保健師又は看護師（併設訪問看護事業所と合算可能） オペレーターと兼務可能 常時オンコール体制を確保
オペレーター (随時対応サービスを行う職員)		看護師、介護福祉士等(※) のうち、常勤の者1人以上 + 1年以上訪問介護のサービス 提供責任者として従事した者	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要数 1名以上は常勤の看護師、介護福祉士等(※) 利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能
計画作成責任者		看護師、介護福祉士等(※) のうち、1人以上	<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等(※)のうち1名以上
管理者			<ul style="list-style-type: none"> 常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）

(※)・・・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

(注) ・・・介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種(介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される)

※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等(加配されている者に限る)との兼務可能

※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能

※3 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

※4 オペレーターの資格について、旧訪問介護員2級及び初任者研修修了者は3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者

定期巡回・随時対応対応型訪問介護看護の人員配置例

<p>同一敷地内の 訪問介護事業所</p>	<p>随時訪問従事者</p>	<p>定期巡回従事者</p>	<p>オペレーター</p>	<p>看護職員 (一体型のみ)</p>
<p>1人以上</p> <p>24時間通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問、オペレーター（※）の全ての職種を兼務することが可能（※利用者の処遇に支障がない範囲で、当該施設の他職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務を認めている。）</p>		<p>1人以上</p>		<p>2.5人</p> <p>指定訪問看護サービスの提供も可能。（2.5人は一体的に計算）</p>
<p>1人以上</p> <p>24時間を通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問の職種を兼務すること、オペレーターを外部にて配置することが可能</p>		<p>または</p>		<p>連携型の場合は、自事業所に配置不要</p>
<p>1人以上</p> <p>24時間を通して訪問介護員等が、定期巡回、随時訪問の職種を兼務すること、オペレーターを外部にて配置することが可能</p>		<p>・複数事業所間での集約化 ・併設施設等の職員活用により単独配置不要 ※別法人でも可</p>		<p>連携型の場合は、自事業所に配置不要</p>

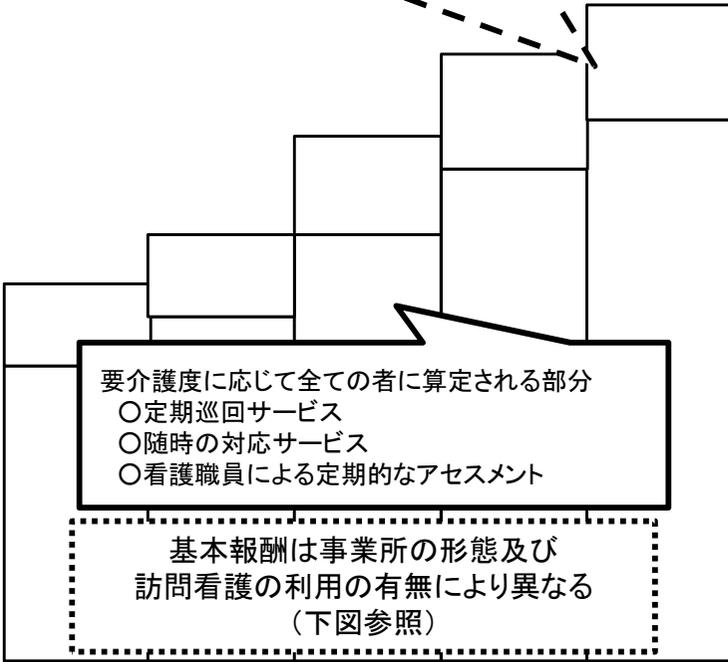
⇒ **事業の実施方法等に応じた柔軟な人材配置が可能**

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬

※加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

医師の指示に基づく看護を受ける者に算定される部分
(看護職員による療養上の世話又は診療の補助)
※ 訪問看護を利用しない者・医療保険適用者は算定しない



要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

利用開始日から30日以内の期間
(30単位/日)

緊急時の訪問看護サービスの提供
(315単位/月)

死亡日及び死亡日前14日以内に実施したターミナルケアを評価
(2,000単位/死亡月)

市町村が定める要件を満たす場合
(上限500単位)

リハビリテーション職との連携
・加算Ⅰ：100単位/月
・加算Ⅱ：200単位/月

退院退所時、医師等と共同指導した場合
(600単位/回)

包括サービスとしての総合的なマネジメント
(1,000単位/月)

中山間地域等でのサービス提供(5%・10%・15%)

介護福祉士や常勤職員等の割合や職員研修の実施等の要件を満たす場合
・介護福祉士4割以上：640単位
・介護福祉士3割以上：500単位
・常勤職員等3割以上：350単位

【介護職員処遇改善加算】
(Ⅰ)13.7% (Ⅱ)10.0% (Ⅲ)5.5%
(Ⅳ)加算Ⅲ×0.9 (Ⅴ)加算Ⅲ×0.8
【介護職員等特定処遇改善加算】
(Ⅰ)6.3% (Ⅱ)4.2%

同一建物に居住する利用者に対するサービス提供
(△600単位/月 or △900単位/月)

准看護師による訪問看護
(▲2%/月)

通所系サービス又は短期入所系サービスを利用した場合の減算
〔通所系サービス利用1日当たり△62単位～△322単位
短期入所系サービス利用時は、短期入所系サービスの利用日数に応じて日割り計算〕

(注1)点線枠の加算は、区分支給限度基準額の算定対象外 (注2) [点線枠] は、一体型事業所のみ算定。

	一体型事業所	
	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	8,287単位	5,680単位
要介護2	12,946単位	10,138単位
要介護3	19,762単位	16,833単位
要介護4	24,361単位	21,293単位
要介護5	29,512単位	25,752単位

連携型事業所
介護分を評価
5,680単位
10,138単位
16,833単位
21,293単位
25,752単位

連携先訪問看護事業所を利用する場合の訪問看護費(連携先で算定)

+

2,945単位

3,745単位

夜間対応型訪問介護の概要

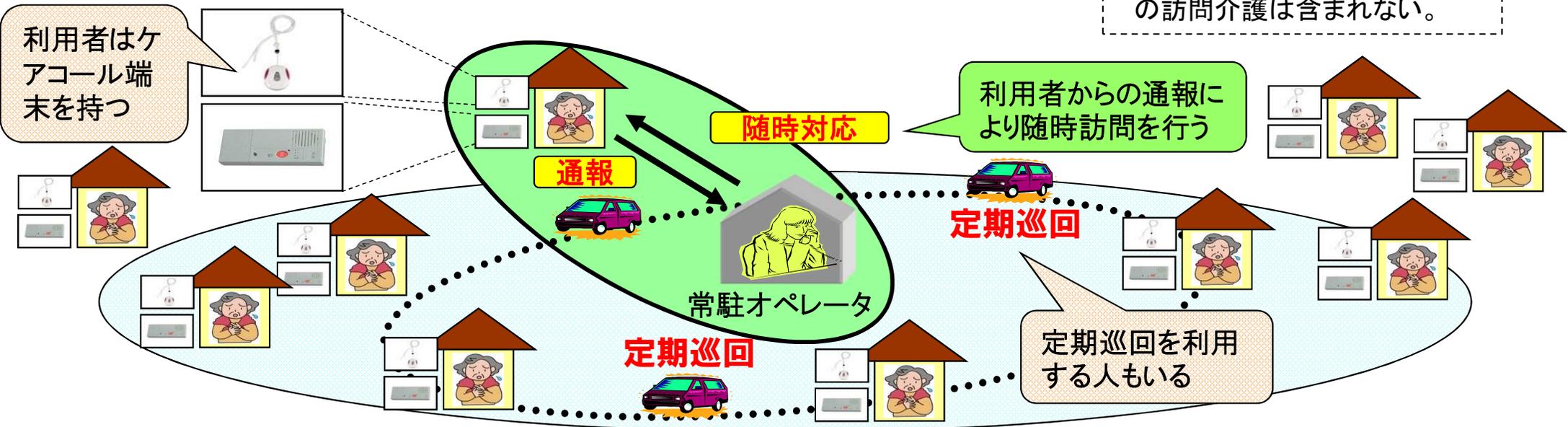
定義

- 「夜間対応型訪問介護」とは、夜間において、定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護等の提供を行うものをいう。

経緯

- 在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要であるとの考えから、平成18年4月に、夜間における「定期巡回」と「通報による随時対応」を合わせた「夜間対応型訪問介護」が創設された（夜間における訪問介護サービスの提供のみを想定したサービス類型）。

<夜間対応型訪問介護のイメージ図>



夜間対応型訪問介護の報酬

※ 加算・減算は主なものを記載

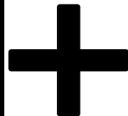
指定夜間対応型訪問介護のイメージ（1月あたり）

基本サービス費

- ①夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）【定額＋出来高報酬】
- ②夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）【包括報酬】

①オペレーションセンター設置

オペレーション
サービスの利用
1,013単位/月



定期巡回サービス
379単位/回

随時サービス
(Ⅰ) 578単位/回
※2人で訪問する場合は
(Ⅱ) 778単位/回

②オペレーションセンター未設置

2,751単位/月

※設置していても事業者が選択可能

事業所の体制に対する加算・減算

市町村独自の要件
(上限300単位)

日中のオペレーション
サービスの実施
(610単位)

介護福祉士等を一定割合以上
配置＋研修等の実施（※）
(① 18、12単位/回、
②126、84単位/月)

介護職員処遇改善加算
(Ⅰ)13.7% (Ⅱ)10.0%
(Ⅲ)5.5% (Ⅳ)加算Ⅲ×0.9
(Ⅴ)加算Ⅲ×0.8
介護職員等特定処遇改善加算
(Ⅰ)6.3% (Ⅱ)4.2%

(注1) ※印の加算については、以下のとおり算定する。
オペレーションセンター設置 : 18、12単位/回
オペレーションセンター未設置: 126、84単位/月
①の場合、利用者宅への訪問（定期巡回又は随時訪問サービス）を行わない場合は算定不可

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合

- ・ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 (▲10%/回)
- ・ 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 (▲15%/回)

(注2) 点線枠の加算減算は区分支給限度基準額の算定対象外